

幼稚園・保育所（園）向け

平成22年度 絵本セット団体貸出事業のご案内

前橋市絵本セット団体貸出事業実施について

前橋市立図書館

（目的）

本事業は、前橋市内の幼稚園・保育所（園）に対し、「絵本セット」を貸し出すことにより、幼児期から本との出会いや本と親しむ機会を増やし、こども読書活動の推進を図ることを目的として実施します。

（貸出対象団体）

前橋市内の幼稚園及び保育所（園）

（貸出冊数及び期間）

- （1）1利用団体につき、1回1セット100冊の絵本
- （2）貸出期間 3か月以内

（利用方法）

初めて利用する団体は、団体利用カードを前橋こども図書館へ請求し、作成します。

（1）利用団体の代表者が来館する場合

来館者本人を証明する免許証等 団体の概要がわかるもの を持参し、前橋こども図書館へ来館してください。

（2）利用団体代表者の代理人が来館する場合

のほか、代表者の委任状を持参してください。

来館時間 平日（月曜日から金曜日で、土・日曜日及び祝日は除く。）

午前10時から午後6時まで

団体貸出を希望する団体は、**申込書（様式第1号）**により、前橋こども図書館へ申し込んでください。郵送、ファクシミリによる申込みも受け付けます。

申込みに基づき、**絵本セット団体貸出承認書（様式第2号）**を前橋こども図書館から通知します。

貸出、返却の際の運搬は、市立図書館が行います。

貸出の際に貸出図書リストをお渡ししますので、図書との照合に利用してください。

返却の準備にも併せて利用してください。

（貸出手続）

利用団体は、貸出時に**団体貸出に係る絵本セット受領書（様式第3号）**を前橋こども図書館へ必ず提出してください。

（利用上の注意）

（1）団体利用カードは大切に保管し、団体の住所、連絡先などに変更があった場合は速やかに、変更届けを提出してください。団体利用カードの有効期限は3年です。

（2）貸出期間中の図書は、利用団体が適正に管理してください。

（3）図書を紛失、著しく汚破損した場合は、弁償していただくこともあります。

（受付開始）平成22年4月20日（火）から随時、前橋こども図書館で行います。

問い合わせ先

前橋こども図書館

〒371-0023

前橋市本町二丁目12-1 前橋プラザ元気21 2階

電 話 027-230-8833

ファクシミリ 027-237-0767

前橋市絵本セット団体貸出事業のながれ

